用する場合を含む。）の規定により特定重要設備の導入を行い、又は重要維持管理等を行わせてはならない期間を短縮するときは、短縮の期間を記載した通知書を導入等計画書の届出をした特定社会基盤事業者に交付する方法により行うものとする。

（期間の延長に関する通知）

第十九条　金融庁長官は、法第五十二条第四項（法第五十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により特定重要設備の導入を行い、又は重要維持管理等を行わせてはならない期間を延長するときは、延長の期間を記載した通知書を導入等計画書の届出をした特定社会基盤事業者に交付する方法により行うものとする。

［条を加える。］

（法第五十二条第七項の通知の手続）

第二十条　令第十一条の規定に基づく通知は、様式第六により行うものとする。

［条を加える。］

（勧告に係る変更を加えた導入等計画書の届出）

第二十一条　法第五十二条第八項（法第五十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、第九条第二項各号に掲げる書類（有効期間又は有効期限のあるものにあっては当該届出の日において有効なものに、その他のものにあっては当該届出日前三月以内に作成されたものに限る。）を添付して、特定重要設備の導入を行う場合にあっては様式第四（一）により、特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合にあっては様式第四（二）により行うものとする。

［条を加える。］

（勧告を受けた特定社会基盤事業者に対する命令）

第二十二条　金融庁長官は、法第五十二条第十項（法第五十四条第二項及び第五十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、法第五十二条第六項（法第五十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により特定重要設備の導入を行い、又は重要維持管理等を行わせてはならない期間を延長するときは、当該特定社会基盤事業者に対する命令の内容を記載した文書を交付する方法により行うものとする。

［条を加える。］

（重要な変更の届出）

第二十三条　法第五十四条第一項の主務省令で定める重要な変更は、次のとおりとする。

一　法第五十二条第二項第一号に掲げる事項に係る変更

二　法第五十二条第二項第二号イに掲げる事項に係る変更（特定重要設備の導入の内容を変更する場合におけるものに限る。）

三　法第五十二条第二項第二号ロに掲げる事項に係る変更のうち次に掲げるもの

イ　特定重要設備の供給者の名称、住所又は設立準拠法国等（個人である場合にあっては、氏名、住所又は国籍等）の変更（住所の変更にあっては、国名を変更する場合におけるものに限る。以下この項において同じ。）

ロ　第十一条第五号に掲げる事項に係る変更（工場又は事業場の所在する国名を変更する場合におけるものに限る。）

四　法第五十二条第二項第二号ハに掲げる事項に係る変更のうち次に掲げるもの

イ　第十三条第一号に掲げる事項に係る変更

ロ　構成設備の供給者の名称、住所又は設立準拠法国等（個人である場合にあっては、氏名、住所又は国籍等）の変更

ハ　第十三条第六号に掲げる事項に係る変更（工場又は事業場の所在する国名を変更する場合におけるものに限る。）